

事業系廃棄物の 減量・適正処理の手引き

健全で恵み豊かな環境を 将来の世代へ手渡すために

事業者のみなさまへ

この手引きは、事業活動に伴って排出される廃棄物の処理や減量の方法についてまとめたものです。廃棄物の減量に努めることと適正処理は事業者の責務です。廃棄物を担当する方をはじめ皆様でご活用ください。

2025年 4月 大分市

目 次

1. 事業者の責務	3
2. 廃棄物の区分	5
(1) 廃棄物の区分	6
(2) 産業廃棄物の種類	7
(3) 特別管理廃棄物の種類	8
3. 廃棄物の適正処理	9
(1) 大分市における事業系廃棄物の処理の流れ	
(2) 分別から保管まで	10
①主な分別の例	
②廃棄物の保管基準	
・産業廃棄物の保管基準	
・特別管理産業廃棄物の管理体制	
(3) 収集運搬から処分まで	13
①事業系一般廃棄物（リサイクル可能なもの）について	
②事業系一般廃棄物（リサイクルできないもの）について	
③産業廃棄物について	
・産業廃棄物の運搬基準	
④その他個別リサイクル法等による廃棄物の処理方法	
・ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の期限内処理について	
・特定家電4品目の廃棄について	
・パソコンの廃棄について	
・小型家電の廃棄について	
(4) 廃棄物処理の委託契約とマニフェスト	20
①事業系一般廃棄物処理委託契約	
②産業廃棄物処理委託契約	
・委託契約書に記載すべき事項	
・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付と保管	
・マニフェストの記入例	
・産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書	
・マニフェストの流れ	

4. 廃棄物の減量とリサイクル 24

(1) 4 Rで循環型社会

- ① 4 R (リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)
- ② ごみ減量の推進体制
 - ・ 具体的な取組事例
 - ・ 分別徹底のポイント
 - ・ 紙類のリサイクル
 - ・ 木くずのリサイクル
 - ・ 生ごみのリサイクル

(2) 事業所としてできること 30

- ・ 小売店でできること
- ・ 食品廃棄物においてできること

(3) 事業系一般廃棄物の減量に向けた市の取組み 31

- ① ごみ減量推進事業所
- ② 食品廃棄物の削減に向けて
 - ・ おいしく食べて生ごみ減らそう！3きり運動
 - ・ 食べきり！おおいた3010運動

(4) 環境マネジメント 32

- ・ ISO14001
- ・ エコアクション21

参考資料 33

◆ 主な届出

産業廃棄物に関すること

- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書
- ・ (特別管理) 産業廃棄物事業場外保管届出書 (変更・廃止)
- ・ PCB廃棄物の保管および処分状況等届出書
- ・ 多量排出事業者処理計画書・実施状況報告書

一般廃棄物に関すること

- ・ 廃棄物管理責任者選任届
- ・ 廃棄物減量計画書・実績報告書

◆ 業種別に見る廃棄物の特徴と減量のポイント 34

◆ 事業系廃棄物分別事典 (五十音順) 36

◆ 資源化処理事業者一覧 ※2025年4月現在 40

□紙くず・繊維くず □木くず □生ごみ (動植物性残渣)

◆ 問い合わせ窓口一覧 41

1. 事業者の責務

ごみは出したら終わり？

排出事業者責任

廃棄物の処理を委託して行う場合、排出事業者が最終処分までを含めその一連の行程における処理が適正に行われることの責任を負うこと

事業者には、全ての廃棄物について、自らの責任において『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以下「廃棄物処理法」という）に基づき、適正に処理する必要があります。

排出して終わりではなく、処分が終了するまでは排出事業者には責任があります。万が一、処理の途中で不適正処理があった場合は、罰則の対象となります。

自らの責任で適正に処理すること

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理（収集運搬・処分）しなければなりません。

廃棄物の再生利用等により減量に努めること

廃棄物の発生抑制、再生利用を促進することで、廃棄物の減量に努めなければなりません。

物の製造、加工、販売等において、適正処理が容易になるような開発や情報提供をすること

製造、加工、販売に際しては、リサイクルされやすい製品や容器の開発を行うことと、製品や容器の処理の方法について情報を提供しなければなりません。

国や県、市の施策に協力すること

廃棄物の減量や適正処理の確保等に関し、国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

これらは事業者の責務です

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(事業者の責務)

第5条 事業者は廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

2. 廃棄物の区分

事業者が排出するごみは、家庭ごみとは違う？

ごみを適正に処理するためには、どのようなごみをどのように処理すればいいの
かを理解しておく必要があります。

廃棄物処理法では、廃棄物を以下のように定義しています。

事業活動に伴って排出されるごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」とに
分けられ、分別や処理方法など家庭ごみとは大きく異なります。

定義 廃棄物とは

占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために
不要となった固形状又は液状のものをいいます。

定義 事業活動とは

オフィス、商店、飲食店、工場等による営利を目的とするものだけでなく、病院、
薬局、官公庁等による公共サービス、農業、自営業などのあらゆる活動が含まれ
ます。



事業系廃棄物を家庭ごみのステーションに出した場合、不法投棄行為とみなされ罰則が科されることがあります。



委託基準違反

例えば、事業者が事業系廃棄物の収集・運搬又は処分を無許可の業者等に委託すると

5年以下の懲役または
1,000万円以下の罰金

不法投棄

- ・事業者が適正な処理をせず廃棄物を不法投棄
- ・処理を委託した業者が不法投棄

5年以下の懲役または
1,000万円以下の罰金
法人には3億円以下の罰金

不法焼却

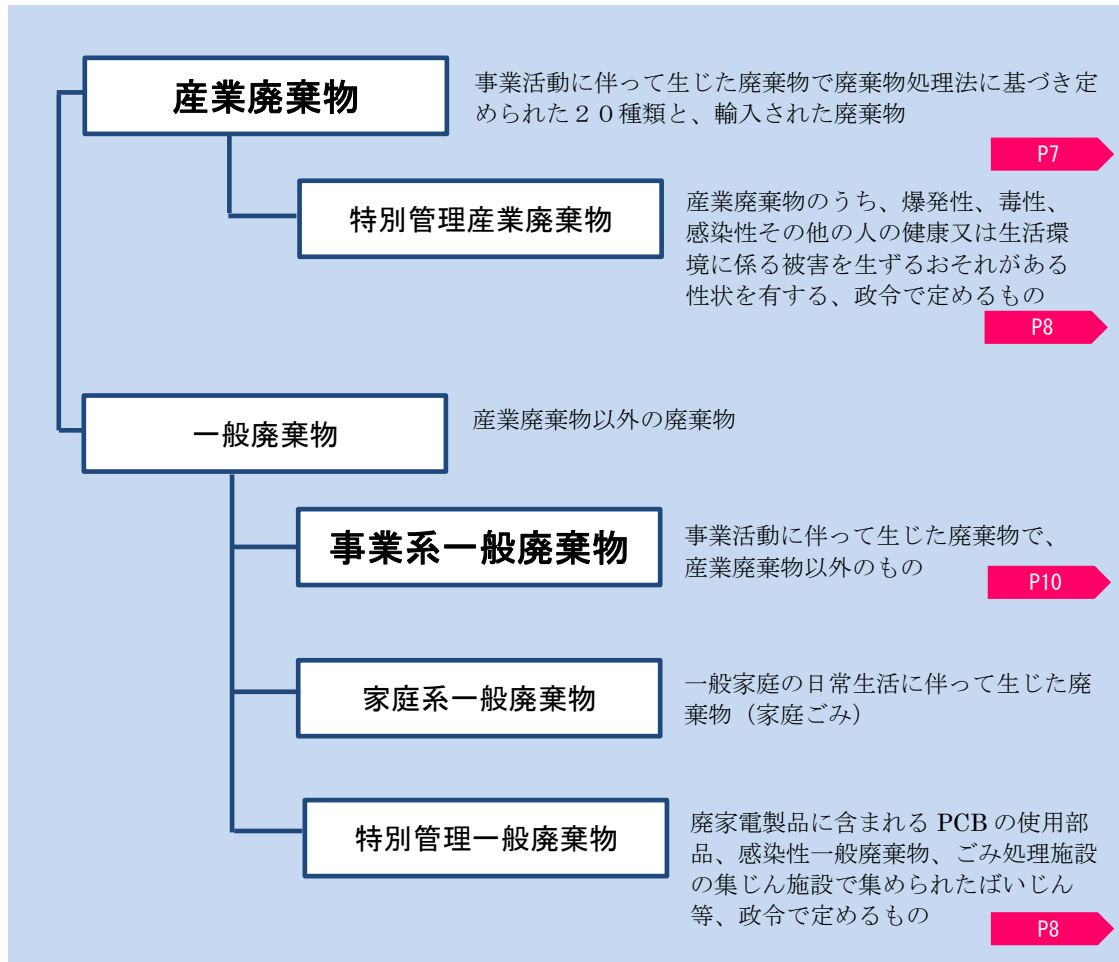
廃棄物の焼却行為は一定の
例外(※)を除き禁止

※例外
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる場合など

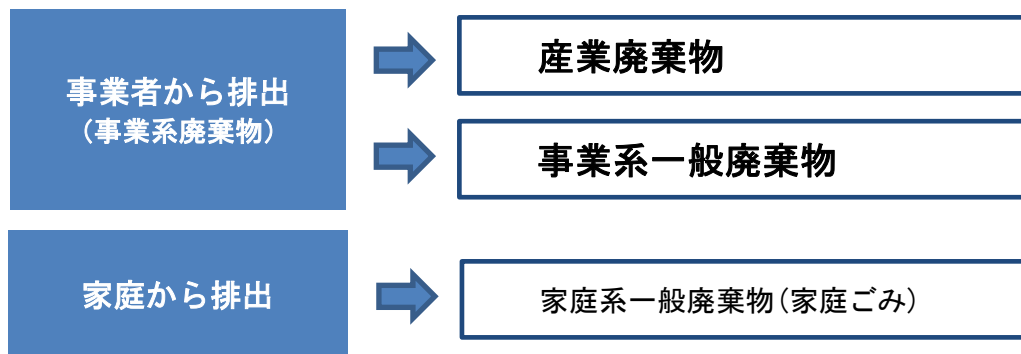
5年以下の懲役または
1,000万円以下の罰金
法人には3億円以下の罰金

(1) 廃棄物の区分

廃棄物処理法による廃棄物の区分



◆排出元からみた区分



(2) 産業廃棄物の種類

	種類	具体例
1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、廃活性炭、その他の焼却残さ
2	汚泥	排出処理後及び各種製造業生産過程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥、メッキ汚泥、生コン残さ、研磨かす等
3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、固形石鹸、タールピッチ等
4	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、廃鉛バッテリー液、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液、自動車不凍液、すべてのアルカリ性廃液
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、発泡スチロールくず、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
8	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、空き缶、半田かす、鉄くず、切削くず等
9	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	空き瓶、ガラス類（板ガラス等）、製品の製造工程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃かわら、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、サイディング板、スレートくず、ALC板（外壁下地剤）、陶磁器くず等
10	鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
11	がれき類	モルタル片、工作物の新築・改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
12	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によってあつめられたもの（電気集じん器捕集ダスト）
13	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
14	木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
15	繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
17	動物系固形 不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
19	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
20	政令第13号廃棄物	以上の1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形状物）
21	輸入された廃棄物	1～20の廃棄物 ただし船舶、航空機の乗組員等の生活ごみ、し尿等及び入国者が携帯した生活ごみを除く

(3) 特別管理廃棄物の種類

廃棄物処理法において、爆発性、毒性、感染性その他の外の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物は、「特別管理一般廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」として規定され、必要な処理基準により通常の廃棄物よりも厳しく規制されています。

	種類	具体例
特別管理一般廃棄物	P C B使用部品	廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるP C Bを使用する部品
	廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を 3ng/g を超えて含有するもの
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）
	廃酸	著しい腐食性を有するもの（pH2.0 以下）
	廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの（pH12.5 以上）
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生し、人が感染、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している又はこれらのおそれのある血液及び血液等が付着した注射針等
	特定有害産業廃棄物	廃P C B（ポリ塩化ビフェニル）等、P C B汚染物、P C B処理物
		廃石綿等（建築物その他の工作物から除去したもの等）
		廃油（トリクロロエチレン等の廃溶剤で、特定施設から排出されたものに限る）
		燃え殻、鉱さい、汚泥、ばいじん、廃酸、廃アルカリ等（いずれも特定施設から排出されたもので、重金属等に汚染されたもの）
		ばいじん、燃え殻、汚泥（いずれもダイオキシン類に汚染されたもの）
		廃酸、廃アルカリ（いずれもダイオキシン類に汚染されたもの）
	輸入廃棄物の焼却施設から生じたばいじん等	

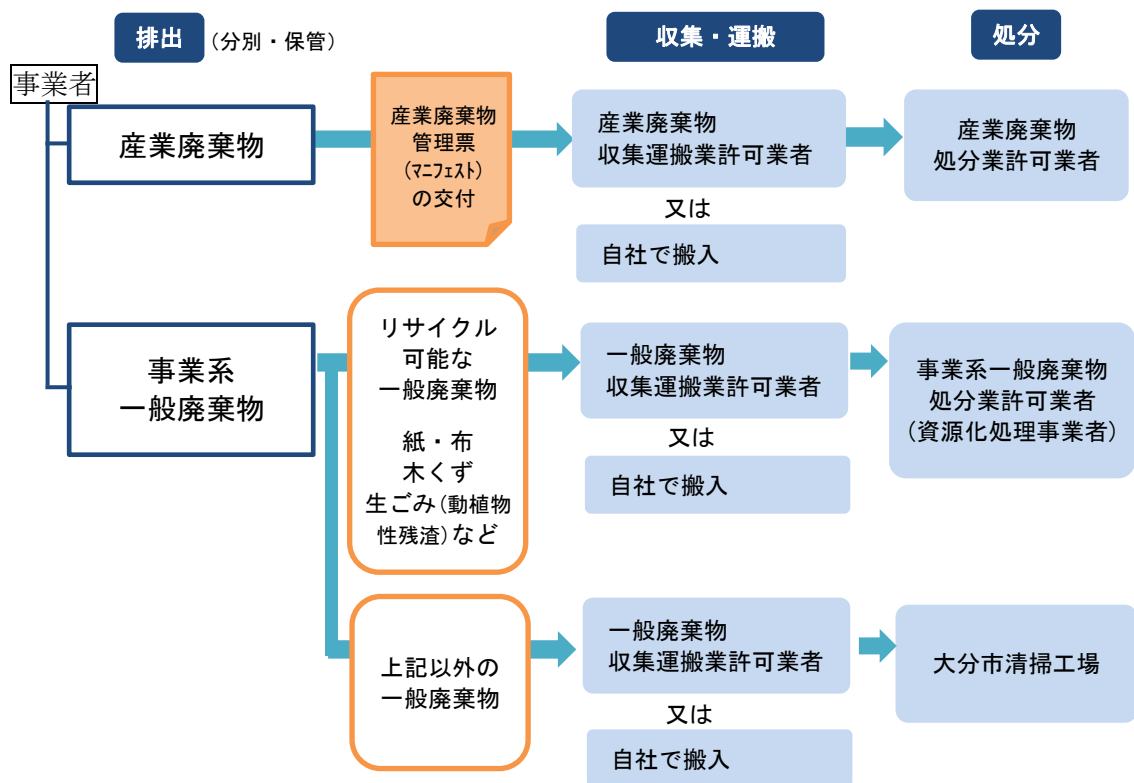
3. 廃棄物の適正処理

廃棄物の適正処理ってどうすればいいの？

(1) 大分市における事業系廃棄物の処理の流れ

廃棄物の処理については、ごみとして出す「排出」から「収集・運搬」、「処分」の大きく3段階に分けられます。

「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」で、処理の方法や、引き渡す業者の選定、処理するための搬入先の施設などに違いがあります。



処理を委託する場合は、適正な対価を負担

適正な対価を負担せずに委託した産業廃棄物が不適正処理された場合には、排出事業者が措置命令の対象となることがあります。(廃棄物処理法第19条の6第1項2号)

(2) 分別から保管まで

①主な分別の例

次の表は、一般的な事業所から排出されるごみの例をまとめたものです。排出事業者の業種によっては廃棄物の区分が変わることがあります。

P7 産業廃棄物

区分	分別の種類	主なごみ	処理
産業廃棄物	廃プラスチック類	発泡スチロール、梱包用PPバンド、食品容器、ボールペン、	産業廃棄物処理業者
	金属類	はさみ、金属製品（机、ロッカー等）、クリップ、アルミホイル	
	その他 ガラス陶磁器類	鏡、陶磁器、蛍光管、植木鉢	
	電池類	乾電池、ボタン電池、充電電池	
	空き缶	飲料用の缶	産業廃棄物処理業者 再生事業者 （缶・びんのみ） ※自販機を設置の場合は 飲料納品時に引き取っ てもらう方法も。
	空きびん	飲料用のびん	
	ペットボトル	飲料用などのペットボトル	
	※ 特定家電4品目	①エアコン ②テレビ ③冷凍庫・冷蔵庫 P18 特定家電 ④洗濯機・衣類乾燥機	法によりリサイクルの 義務付け
	※ パソコン	P19 パソコンの廃棄	法によりリサイクルの 義務付け
	※ 小型家電	P19 小型家電の廃棄	法によりリサイクルの 努力義務
事業系 一般廃棄物	リサイクルできる紙類	段ボール 新聞 雑誌 雑がみ OA用紙、シュレッダー紙、メモ用紙、封筒、紙袋、パンフレット、空き箱など	必ず 資源化処理事業者へ （紙類） 【市の清掃工場には 搬入不可】 P13、28、40
	リサイクルできる木くず	木製品、剪定枝 必ず資源化処理事業者、または鬼崎埋立場（剪定枝のみ）へ ※排出事業者の業種によっては産業廃棄物	P13、29、40
	リサイクルできる布類（天然繊維）	できる限り資源化処理事業者へ ※化学繊維は産業廃棄物	P13、40
	生ごみ	食べ残し、売れ残り、調理くず、お茶がら、コーヒーかす できる限り資源化処理事業者へ ※法によりリサイクルの努力義務	P13、40
	可燃物	リサイクルできない紙類【禁忌品】など	P28

②廃棄物の保管基準

排出事業者は、廃棄物を収集運搬許可業者に引き渡すまでの間、生活環境保全上支障のないように、適正に保管しなければなりません。

保管

分別して混ざらないように保管しましょう。

リサイクルできるもの、可燃物、産業廃棄物など、種別ごとに保管します。周囲に囲いをするなどして、廃棄物の飛散・流出・地下への浸透、悪臭が発散しないようにしましょう。

産業廃棄物の保管場所には掲示板の設置が必要です。

掲示

掲示板の例

60cm以上	
産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず・陶器くず
管理者氏名	〇〇株式会社 総務課 〇〇〇
管理者連絡先	TEL 097-000-0000
備 考	

産業廃棄物の保管基準

- 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること。
- 産業廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板が見やすいところに設けられていること。
 - 産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
 - 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む）
 - 保管場所の管理者の氏名または名称および連絡先
 - 屋外で容器を用いないで保管する場合は、最大積み上げ高さ
 - 掲示板の大きさ 縦60cm以上×横60cm以上
- 保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散が生じないような措置を講ずること。
 - 産業廃棄物の保管に伴って汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域および地下水の汚染防止のために必要な排水溝、その他の設備を設けるとともに、それらの設備の底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - 産業廃棄物を容器に入れずに屋外で保管する場合は、次のようにすること。
 - ・廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下
 - ・廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）は、囲いから内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、囲いから内側2m以上は、2m線から勾配50%以下とする（勾配50%とは、（高さ）／（底辺）＝1／2の傾きで約26.5度）
 - その他必要な措置を講ずること。
- 保管場所には、ねずみが生息したり、蚊、ハエその他の害虫が発生したりしないようにすること。
- 石綿含有産業廃棄物にあっては、次に掲げる措置を講ずること。
 - 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

特別管理産業廃棄物の管理体制

産業廃棄物の中でも、特別管理産業廃棄物の管理体制は、特に注意する必要があります。

P8 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物管理責任者の選任

特別管理産業廃棄物を保管する場合は、事故防止・適正処理のため事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を配置することが義務付けられています。

特別管理産業廃棄物管理責任者は、一定の資格・学歴及び実務経験が必要となります。

保管にあたって

- その他の物と混合するおそれのないように仕切り等を設ける。
- 廃油は、揮発しないよう容器等に密封等し、高温にさらされないようにする。
- 腐敗するおそれのあるものは、容器に密封する等、腐敗防止に努める。

ごみが出たら

まず、

分 別

し、

適正に

保 管

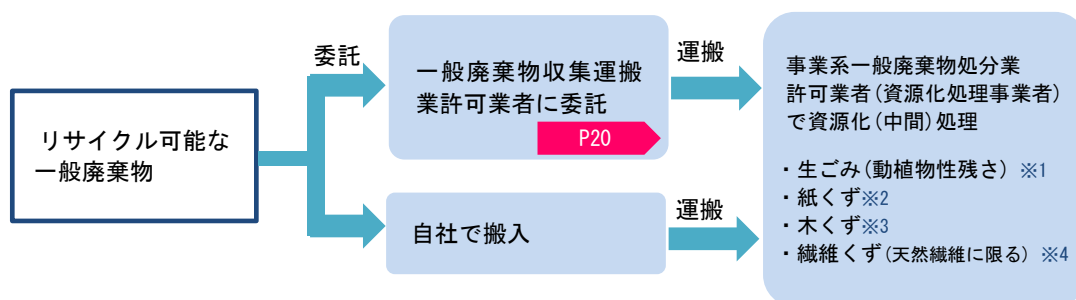
しましょう。

(3) 収集運搬から処分まで

①事業系一般廃棄物（リサイクル可能なもの）について

事業系一般廃棄物のうち、リサイクル可能なものはリサイクルできるように処理を進めます。

搬入先は資源化処理事業者となりますが、自社で直接搬入するか、許可業者に委託（紙くずは許可業者でない資源化処理事業者でも可能）することになります。



※1 食料品製造業などの業種から発生する動植物性残さは、産業廃棄物

※2 建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは、産業廃棄物

※3 建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは、産業廃棄物

※4 化学繊維製品は産業廃棄物、建設業、繊維工業などの業種から発生する古布（繊維くず）はすべて産業廃棄物

P7

?

一般廃棄物収集運搬業許可業者

事業系一般廃棄物を収集運搬できるものとして、大分市が許可を出している業者に、運搬を委託することができます。許可業者の一覧は大分市ホームページで確認することができます。

一般廃棄物 処理業者名簿

検索



許可車両にはステッカーを貼付しています。

?

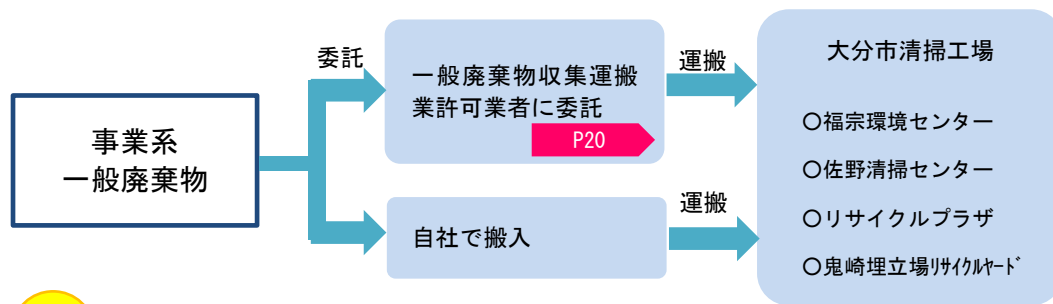
事業系一般廃棄物処分業許可業者（資源化処理事業者）

事業系一般廃棄物のうち、リサイクル可能なものを資源化するため、市が許可した事業者です。リサイクル可能なものは、処分業許可業者（資源化処理事業者）で処理することにより、廃棄物の減量に努めましょう。

P40 資源化処理事業者一覧

許可業者に委託する場合は、廃棄物処理法に基づいた委託契約が必要です。

②事業系一般廃棄物（リサイクルできないもの）について



大分市清掃工場

<受入可能な一般廃棄物>

- 福宗環境センター
大分市大字福宗 618 番地
☎ 588-0113
- 佐野清掃センター
大分市大字佐野 3400 番地の 10
☎ 593-4047

- ・ リサイクルできない紙類【禁忌品】※1
- ・ 刈り草
- ・ リサイクルできない木くず ※2
剪定枝は鬼崎埋立場または資源化処理事業者へ
- ・ 生ごみ、茶がら ※3
生ごみ等はできる限り食品リサイクルへ

- リサイクルプラザ
大分市大字福宗 618 番地
☎ 588-0113

- ・ リサイクルできない木製品 ※2
プラスチックや金属のついていないもので縦・横・高さが 1m 以内とする。
リサイクルできるものは資源化処理事業者へ

- 鬼崎埋立場リサイクルヤード
大分市大字鬼崎 647 番地
☎ 541-2192

- ・ 剪定枝（長さ 75cm・直径 50cm 以内）※2
木の根は資源化処理事業者へ

- ※1 建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは、産業廃棄物
 ※2 建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは、産業廃棄物
 ※3 食料品製造業などの業種から発生する動植物性残さは、産業廃棄物

廃プラ等の産業廃棄物、リサイクルできる紙類やリサイクルできる木くずは、市の清掃工場には搬入できません！！

搬入料金 施設使用料 10 kg までごとに 105 円 (1 トンあたり 10,500 円)

搬入時間 平日および土曜日 8:30 ～ 16:30 12 時～13 時は除く
(祝日を含む)

清掃工場における搬入物の展開検査

市では、ごみの減量とリサイクルを推進するため、搬入されるごみが適正に処理されているか、随時無作為に検査を行うことがあります。

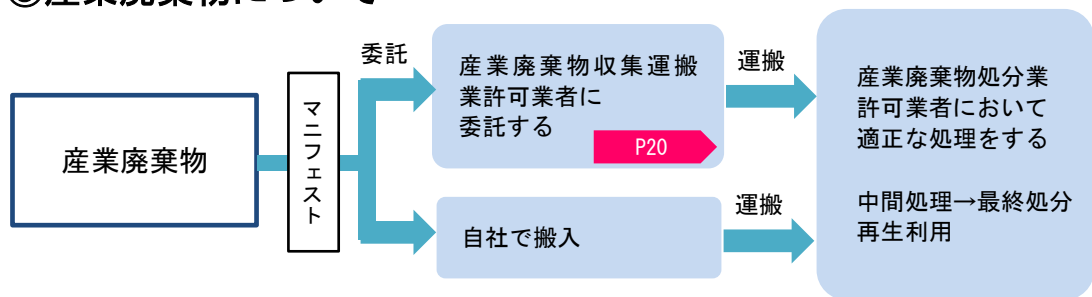
大分市外で発生した廃棄物や産業廃棄物、リサイクルできる紙類などが混入している場合は搬入できないため、指導の対象となり持ち帰っていただくことがあります。

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第 23 条 事業者は、事業系一般廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の場合において、事業者が同項に定める受入基準に従わないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

③産業廃棄物について



産業廃棄物については、産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集・運搬を委託し、処分業者に引渡す流れになりますが、それぞれの業者と書面による委託契約が必要です。また、引渡しにあたり、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付が義務付けられています。

P21~23

自社で搬入することもできますが、同様に産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や運搬の基準に従い適正に行う必要があります。

産業廃棄物を運搬する車両への表示

産業廃棄物を運搬する車両には、車体の両側面に次の事項を表示することになっています。

<排出事業者自らが運搬>

- 産業廃棄物運搬車である旨の表示 (※1)
- 事業者名 (※2)

<許可業者が委託を受けて運搬>

- 産業廃棄物運搬車である旨の表示 (※1)
- 事業者名 (※2)
- 許可番号(下6桁) (※2)

(※1) 140ポイント以上の大きさの文字

(※2) 90ポイント以上の大きさの文字

産業廃棄物を運搬する際の書面の備え付け

産業廃棄物を運搬する際は、次の事項を記載した書面を携帯する必要があります。

<排出事業者自らが運搬>

- 氏名又は名称及び住所
- 運搬する産業廃棄物の種類、数量、積載日
- 運搬する産業廃棄物を積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

<許可業者が委託を受けて運搬>

- 許可証の写し
- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

※電子マニフェストの場合

- 電子マニフェストの使用を証する書面の写し
- 登録事項を記載した書面又は電磁的記録

産業廃棄物の運搬基準

- 1 産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること。
- 2 収集・運搬に伴う悪臭・騒音・振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。
- 3 運搬施設を設置するときは、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。
- 4 運搬車両、運搬容器等は、産業廃棄物が飛散・流出・悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 5 運搬車両の外側に、識別しやすい色の文字で次の項目について明示すること。
(自社運搬の場合でも車両の表示は必要)
○産業廃棄物収集運搬車である旨
○氏名又は名称
- 6 運搬車両に次の事項を記載した書面を備え付けること。
○氏名又は名称及び住所
○運搬する産業廃棄物の種類及び数量
○運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
○運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

④その他個別リサイクル法等による廃棄物の処理方法

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理について

PCB廃棄物とは

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、かつて有用な物質として高圧変圧器やコンデンサー、業務用の蛍光灯安定器など主に電気機器の絶縁油に使用されていました。しかし、昭和43年のカネミ油症事件をきっかけに生体への影響、毒性が問題となり、昭和47年以降は製造が禁止されています。

PCBを含むこれらの電気機器等のPCB廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）に基づき、市へ保管や処分の状況を届け出るとともに、処理期限までに適正に処分しなければなりません。なお、処理料金等について、大分市中小企業融資制度の対象となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

高濃度PCB廃棄物

種 類	処理期限	処分先
変圧器、コンデンサー 安定器、汚染物等	処分期間終了 〔事業終了準備期間 (～2026年3月31日) 処理施設活用〕	JESCO 北海道事業所

※ JESCO（PCB廃棄物処理事業を行う、国の全額出資により設立された特殊会社）での処理料金はPCB廃棄物の種類、重量に応じて、定められています。

中小企業者、個人等には、収集運搬料金の軽減制度があります。詳しくはお問い合わせください。

低濃度PCB廃棄物

種 類	処理期限	処分先
微量PCB汚染電気機器等 低濃度PCB含有廃棄物	2027年3月31日	廃棄物処理法に基づく 無害化処理認定施設

※ 処理料金は無害化処理認定事業者等に個別にお問い合わせください。

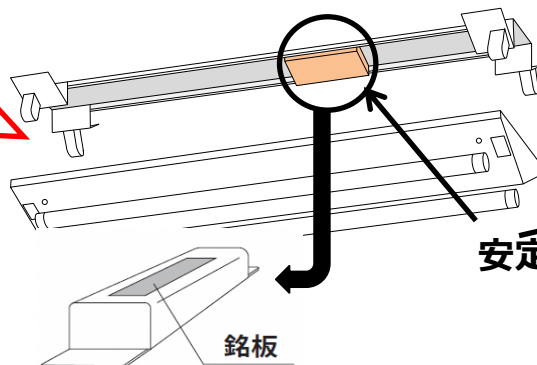
中小企業者、個人等には、収集運搬料金の軽減制度が創設されました。詳しくはお問い合わせください。

PCBを使用した安定器はありませんか？

毒性のあるPCBを使用している照明器具（蛍光灯、水銀灯等）の安定器は、昭和52年3月以前に建設された専用住宅以外の建物に使用されている可能性があります。

なお、一般家庭用の蛍光灯等の安定器にはPCBが使用されたものではありません。

電球や丸型蛍光灯、
一般家庭用の照明
器具にはPCBは使
われていません。



安定器

銘板



PCB含有の有無を判別する方法

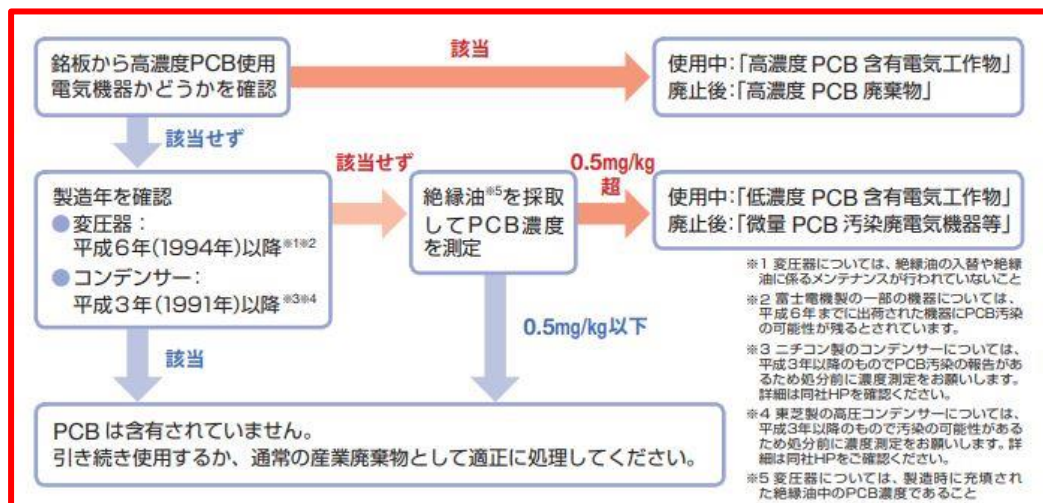
変圧器・コンデンサー等の場合

昭和28年から昭和47年に国内で製造された変圧器・コンデンサーには高濃度のPCB使用の可能性があります。

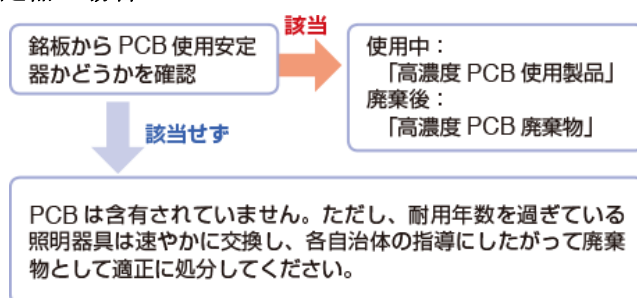
また、平成2年頃までに製造された電気機器には、低濃度のPCB汚染の可能性があります。絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成3年以降に製造されたものはPCB汚染の可能性はないとされています。

一方、変圧器のように絶縁油に係るメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成6年以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替等が行われていないことが確認できればPCB汚染の可能性はないとされています。

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等の確認を行い、さらにPCB汚染の可能性がある場合には、実際に電気機器から絶縁油を採取してPCB濃度を測定してPCB汚染の有無を確認します。



安定器の場合



※ 昭和32年(1957年)1月から昭和47年(1972年)8月までに国内で製造された照明器具の安定器には、PCBが使用されたものがあります。

PCBを含有する安定器は、安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能(力率)、製造年月等の情報から判別することができますので詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本照明工業会のホームページを参照してください。

汚染物等の場合

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等は、含まれているPCBの濃度を決められた方法で実際に測定することでPCB廃棄物であるかどうかを判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物となります。また、PCB濃度が0.5%(5,000ppm)を超える場合は、高濃度PCB廃棄物として分類されます。

特定家電4品目の廃棄について

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）では、以下の4品目について、小売業者による引取り及び製造業者等によるリサイクルが義務付けられ、排出者には、廃棄する際にリサイクル料金を支払うことなどが定められています。事業者がこれらの家庭用機器を事業活動に伴い使用していた場合も対象となります。

「家電4品目」のリサイクル

「家電4品目」の対象品は、ごみステーションには出せません。以下の方法でリサイクルしてください。

対象品目／リサイクル料金（税込）

エアコン

室外機・窓用エアコン
リモコン（電池は除く）も

990円～

**ブラウン管式テレビ
プラズマ・液晶・有機ELテレビ**

リモコン（電池は除く）も

15型・
15V型以下

1,320円～

16型・
16V型以上

2,420円～

●下記料金は2024年3月現在の最低料金であり、メーカー・製品ごとに料金が異なります。
(有機ELテレビは、令和6年4月1日より家電リサイクル法の対象品目となります。)

**冷蔵庫・冷凍庫
冷温庫・ワインセラー**

170リットル以下
3,740円～
171リットル以上
4,730円～

**洗濯機
衣類乾燥機**

乾燥機能付洗濯機、
商品同梱（洗濯かご）も

2,530円～

【処理方法】

```

graph TD
    A[新しく購入し、古いものを廃棄する] -- "リサイクル券（料金）  
購入した店がわかる" --> B[小売業者（家電販売業者）  
・買換えをする店  
・古いものを購入した店]
    B -- 運搬 --> D[指定引取場所]
    C[処分する] -- "リサイクル券  
郵便局" --> E[郵便局  
リサイクル料金を支払い、家電リサイクル券の受領]
    E -- "リサイクル券  
自社で搬入" --> F[自社で搬入  
処分する廃家電に、リサイクル券を貼付]
    F -- 運搬 --> D
    D --> G[製造業者等のリサイクル]
    
```

指定引取場所

- フジケイ（株）
大分市豊海 3-7-4
☎ 536-2588
- 久留米運送（株）
大分市豊海 5-3-15
☎ 535-2161

製造業者等のリサイクル

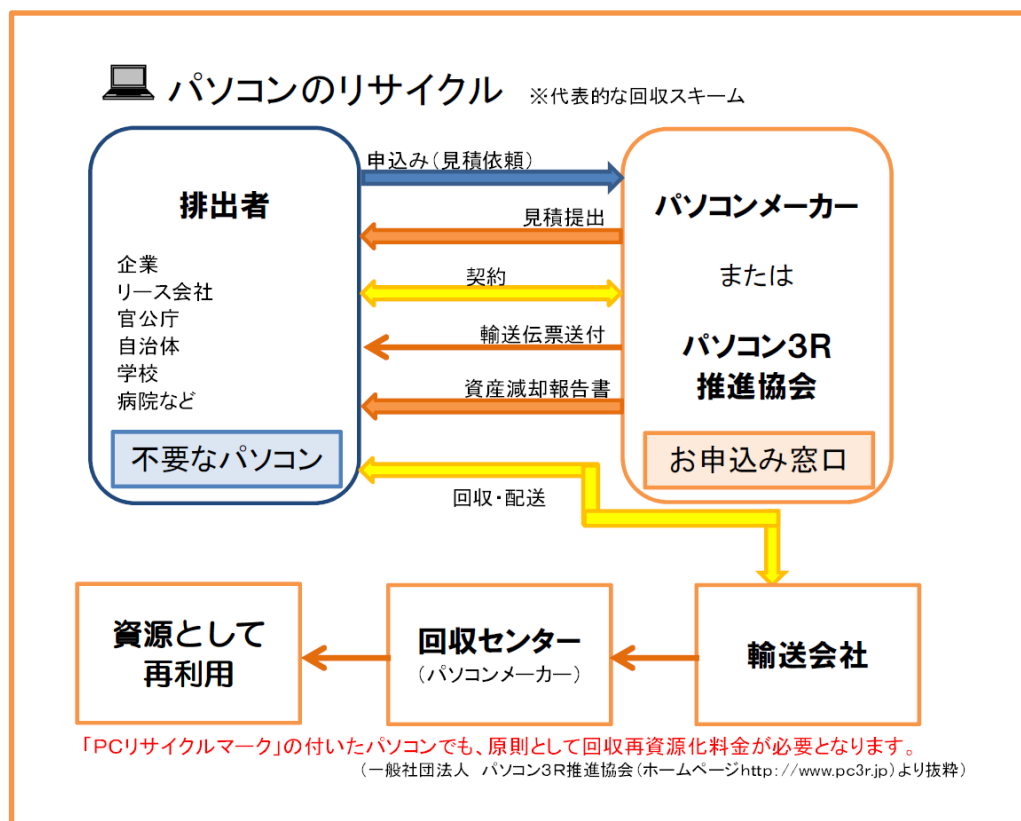
家電リサイクル券に記載されている管理票番号により製造業者等に引渡されたかの確認ができます。

一般財団法人 家電製品協会
家電リサイクル券センター
<http://www.rkc.aeha.or.jp>
☎ 0120-319-640

18

パソコンの廃棄について

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）において、使用済パソコンを回収し、再資源化することが製造事業者（メーカー）の義務となっています。排出事業者がパソコンを廃棄する際は、以下のような流れになります。

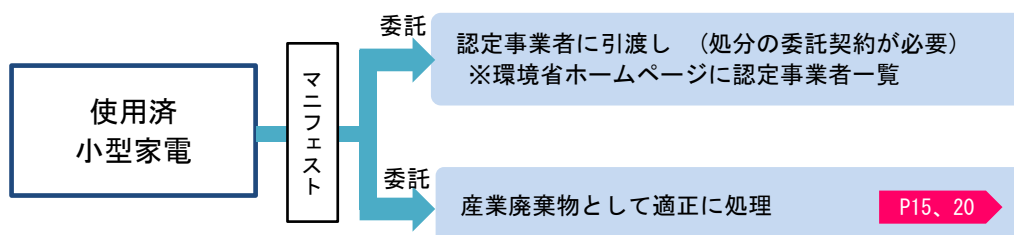


メーカー窓口等くわしくは 一般社団法人 パソコン 3R 推進協会 <http://www.pc3r.jp>

小型家電の廃棄について

小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)に基づき、事業所で発生する使用済小型家電は適正にリサイクルしましょう。

パソコンやデジタルカメラ、スマートフォンや携帯電話、電子辞書、電卓、電源アダプタ、電源コードなどの小型家電には、貴重な金属資源が含まれています。国の認定を受けた事業者に直接引き渡すか、産業廃棄物の処理方法と同様に適正に処理しましょう。



認定事業者に引き渡す場合も、産業廃棄物として適正に処理する場合も、マニフェストの交付や書面による委託契約(収集運搬・処分ともに)が必要です。

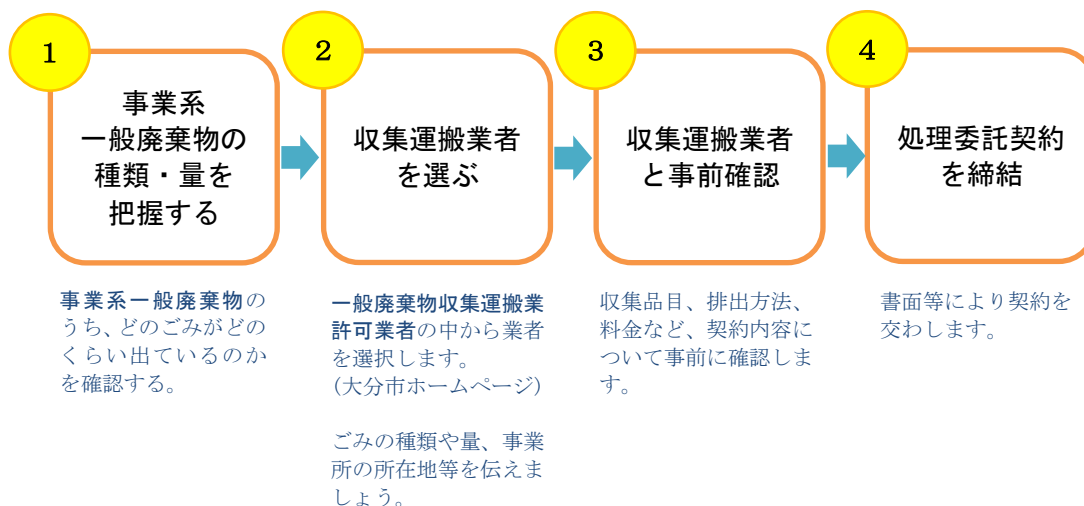
市役所等にある使用済み小型家電リサイクル回収ボックスには入れられません

(4) 廃棄物処理の委託契約とマニフェスト

委託契約で注意することは？

①事業系一般廃棄物処理委託契約

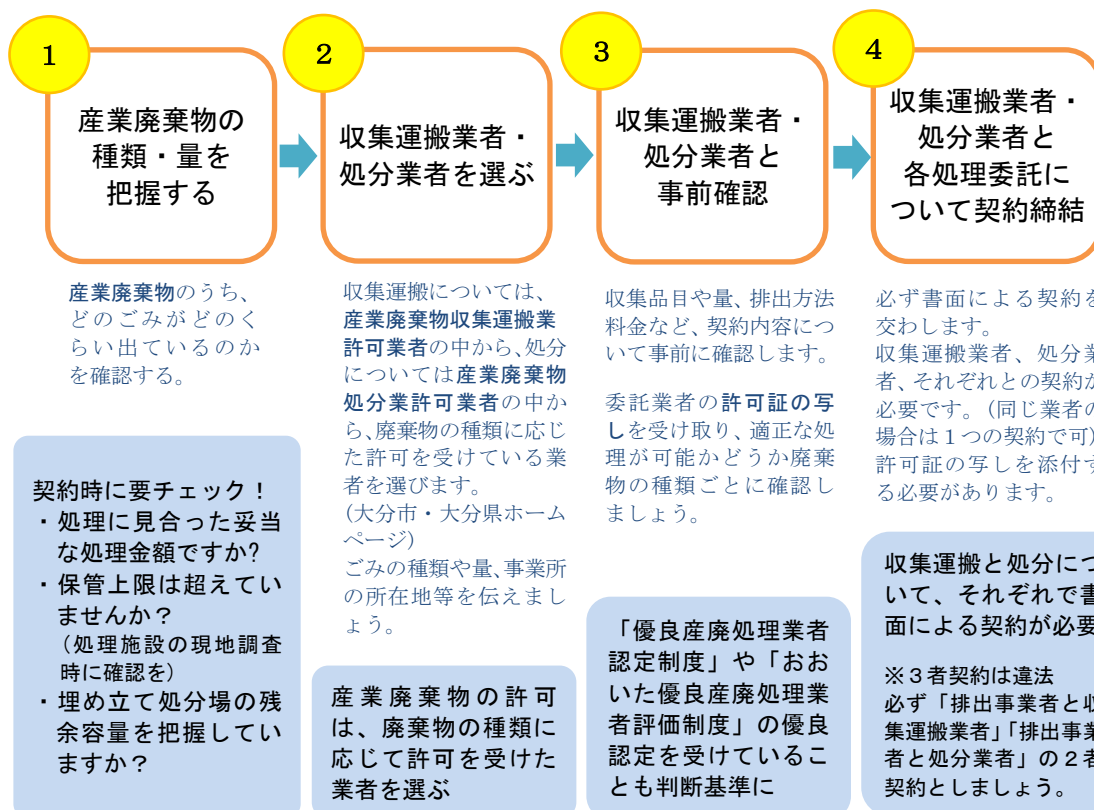
事業系一般廃棄物の処理を委託する場合、一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約する必要があります。



②産業廃棄物処理委託契約

産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託基準に従い、収集運搬については産業廃棄物収集運搬業者と、処分については産業廃棄物処分業許可業者と、それぞれ書面で委託契約を締結する必要があります。

書面による契約



産業廃棄物処理委託契約書に記載すべき事項

共通

- 1) 委託する（特別管理）産業廃棄物の種類および数量
- 2) 委託契約の有効期間
- 3) 委託者が受託者に支払う料金
- 4) 受託者の事業の範囲
- 5) 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報
 - (ア) 性状および荷姿
 - (イ) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - (ウ) 他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項
 - (エ) 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークの表示に関する事項
 - (オ) 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その事項
 - (カ) 特定産業廃棄物が含まれる場合には、その事項
 - (キ) その他、取り扱いに関する注意事項
- 6) 委託契約の有効期間中に前項の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項
- 7) 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- 8) 契約解除時の処理されない（特別管理）産業廃棄物の取り扱いに関する事項

運搬

- 1) 運搬の最終目的地の所在地
- 2) （積替保管をする場合には）積替えまたは保管の場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限に関する事項
- 3) （安定型産業廃棄物の場合には）積替えまたは保管の場所において、他の廃棄物と混合すること

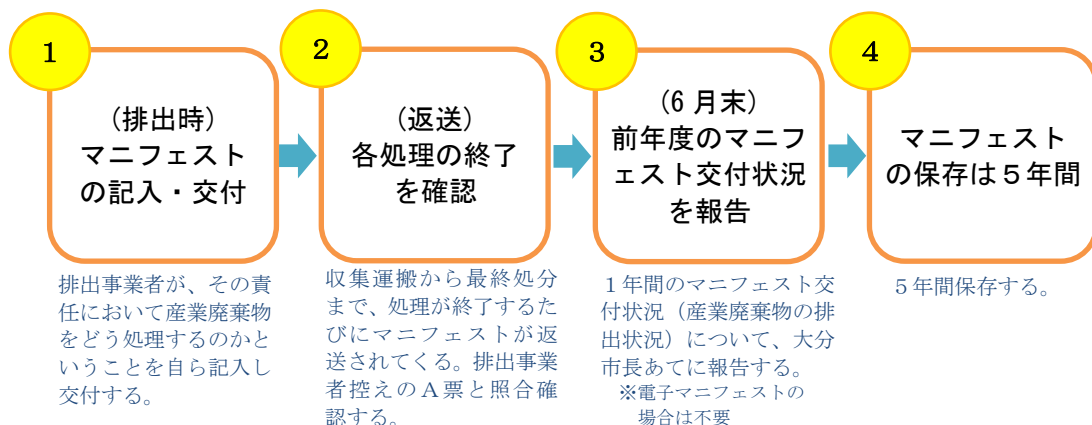
処分

- 1) 処分または再生の場所の所在地、処分または再生の方法および処理能力
- 2) 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法および処理能力

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付と保管

産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを交付する必要があります。「誰に」「どのような廃棄物を」「どう処理してもらうか」を記載します。

処理終了後に受託者からマニフェストの写しを受理することにより、委託契約どおりに処理されたことを確認し、廃棄物を厳正に管理しなければなりません。交付したマニフェスト及び処理業者から受理したマニフェストは5年間保管しなければなりません。



マニフェストの記入例

事業者

事業者の名称・住所・電話番号

交付年月日

マニフェストを交付した年月日

交付担当者

交付する担当者の署名・捺印

産業廃棄物

産業廃棄物の種類にチェックし、数量、荷姿、処分方法等を記入

運搬受託者

産業廃棄物を運搬する業者の名称等

処分受託者

産業廃棄物を処分する業者の名称等

排出事業者

実際に産業廃棄物を排出する場所の名称等

最終処分の場所

「委託契約書のとおり」にチェックするか、最終処分場の名称等を記入

運搬先の事業場

産業廃棄物が搬入される処分業者の処分場の名称等

照合確認

産業廃棄物を排出した後、B2票、D票、E票が返送されてきたら、その都度A票と照合確認し、確認日を記入して保管

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日 平成 ××年 ×月 ×日 交付番号 20000000020 発行数 大分 〇〇子

事業者 (有)〇〇商店 本社ビル 排出事業者 〇〇産業(株) ××処分場

住所 〒870-0000 電話番号 097-000-0000 所在地 〒 電話番号 〇〇県 〇〇市 ××町 ××番地

大分市荷揚町〇番×号 同左 大分市 △△町 △△番地

種類(普通の産業廃棄物)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	荷姿
☐ 0100 燃えがら	☐ 7000 引火性廃油	180kg	ポリ袋
☐ 0200 汚泥	☐ 7424 燃えがら(有害)		
☐ 0300 廃油	☐ 7425 廃油(有害)		
☐ 0400 酸	☐ 7426 汚泥(有害)		
☐ 0500 腐食性アルカリ	☐ 7427 廃酸(有害)		
☐ 0600 腐食性酸	☐ 7428 腐食性アルカリ(有害)		
☒ 0630 プラスチック類	☐ 7429 ばいじん(有害)		
☐ 0700 紙くず	☐ 7430 13号産業廃棄物(有害)		
☐ 0800 木くず			
☐ 0900 繊維くず			
☐ 1000 動植物性残さ			
☐ 1100 ゴムくず			

備考・通情報

管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)

中間処理業者(運搬業者)の氏名又は名称 〇〇産業(株) ××処分場

最終処分場の場所 〇〇県 〇〇市 ××町 ××番地

運搬受託者の氏名又は名称 (株)〇〇〇 〇〇事業場

住所 〒000-0000 電話番号 000-000-0000 所在地 〒 電話番号 000-000-0000

大分市 〇〇町 〇番×号 大分市 △△町 △△番地

処分受託者の氏名又は名称 ×××(株) 〇〇事業場

住所 〒000-0000 電話番号 000-000-0000 所在地 〒 電話番号 000-000-0000

大分市 ××町 ×番〇号

排出事業者の氏名又は名称 〇〇産業(株) ××事業場

住所 〒000-0000 電話番号 000-000-0000 所在地 〒 電話番号 000-000-0000

大分市 〇〇町 〇番×号

照合確認

照合確認 〇〇票 平成 年 月 日

発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

?

電子マニフェスト

パソコンとインターネット回線を利用したシステムで情報を入力します。排出事業者による保存の必要がなく、マニフェスト交付等状況報告書の提出も不要です。ただし、排出事業者、収集運搬業者、処分業者とともにシステム運用の情報処理センターに加入する必要があります。

?

紙マニフェストの購入

マニフェストは(一社)大分県産業資源循環協会で購入できます。

一般社団法人 大分県産業資源循環協会
大分市原西1丁目1-27 大分県トラック会館4階
☎ 097-503-0350

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書

大分市内の事業場において産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者は、前年度1年分(4月~3月)の状況について、6月末までに大分市長へ報告書を提出しなければなりません。

- <対象事業者> マニフェストを交付して産業廃棄物の処理を行った排出事業者(中間処理業者を含む)
電子マニフェストを利用している事業者は、情報処理センターにおいて集計するため、事業者からの報告は不要です。
- <提出書類> 産業廃棄物管理票交付等状況報告書1部
※様式は大分市ホームページからダウンロードできます。
- <提出先> 大分市環境部廃棄物対策課(郵送可)
※大分市内を除く県内の事業場において交付した分については、大分県が管轄する保健所への提出となります。

マニフェストの流れ

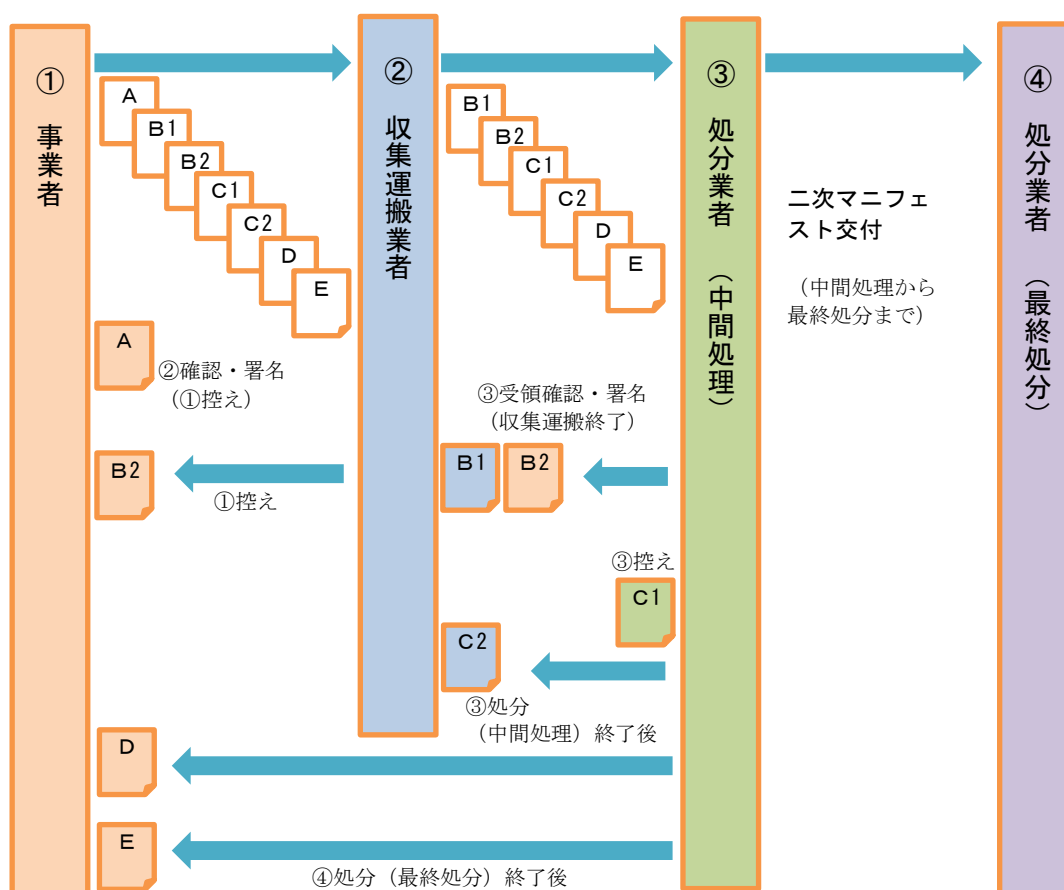
マニフェストは、排出事業者から収集運搬業者に引き渡すときに発行し、各処理が終了する都度、照合確認することになっています。

※マニフェスト(7部複写)

- A票 排出事業者の保存用(5年間保管)
- B1票 収集運搬業者の控え
- B2票 収集運搬業者から排出事業者に返送(運搬終了確認)
- C1票 処分業者(中間処理)の控え
- C2票 処分業者(中間処理)から収集運搬業者に返送(中間処理終了確認)
- D票 処分業者(中間処理)から排出事業者に返送(")
- E票 処分業者(中間処理)から最終処分確認後、排出事業者に返送(最終処分終了確認)

返送の法定期限

B2票・D票は、90日以内
※特別管理産業廃棄物は60日
E票は、180日以内



マニフェストを交付しない、保存しない、虚偽の記載をしたら…

廃棄物処理法第19条の5の規定に基づく措置命令の対象となりうるとともに、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金など厳しい罰則が科せられます。

4. 廃棄物の減量とリサイクル

(1) 4Rで循環型社会

① 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）

効果的に廃棄物の排出量を減らすためには、事業所全体の協力が必要です。
一人ひとりが廃棄物を減らそうとする意識を持ち、行動に移すことからすべては始まります。まずは、できることから始めましょう。

4Rでごみ減量！コスト削減！

**リフューズ
Refuse
発生回避**

★ごみになるものはお断り！
簡易包装を選ぶ
使い捨て製品（おしぼり・割りばし・紙コップなど）を使わない、もらわない
丈夫で品質が良く、長く使える物を選んで購入する



**リデュース
Reduce
発生抑制**

★ごみを発生させない！
筆記用具やのりなど、詰替え製品を使用する
電子化（ペーパーレス）の推進、印刷は両面・2UP
通い箱を利用する



**リユース
Reuse
再利用**

★不用になったものも再利用！
使わなくなった備品は、他部署で有効活用
事業所内の掲示板や連絡ツールで呼びかけてみよう
紙製ファイルは裏返して折り返すと綺麗なファイルに
ミスコピーやメモ紙も裏面利用、古封筒も再利用



**リサイクル
Recycle
再資源化**

★最後は資源化＝リサイクル！
小さなメモ紙も大事な資源！可燃物ではなく雑がみへ
機密文書は情報の抹消もできる方法でリサイクル
シュレッダー紙は袋にまとめてリサイクル
生ごみも分別すれば立派な資源に



②ごみ減量の推進体制

○組織内での体制づくり

責任者の選任

部署ごとの推進者

組織の中では後回しにされがちなごみ減量ですが、適正な処理とあわせて減量に努めることは事業者の責務です。

各事業者においてごみ減量に取り組むためには、まずは組織内で推進するための体制を整えることが大切です。

○現状把握

ごみの量と種類

分別の状況

職場で排出されるごみについて、「どのようなごみが」「どのくらいあるのか」を把握していますか？ごみ減量の推進体制ができれば、その中で確認し話し合いましょう。あわせて分別が徹底されているかも確認しましょう。

計量して把握

計量機や記録用紙を保管場所に設置し、持ち込む際に記録するようにしましょう。

推計で把握

ごみ袋の数や容積から換算し推計で把握する方法もあります。

古紙や廃プラ等の分別の状況

可燃物に、リサイクルできる紙類や廃プラが混入していませんか？

○減量計画

Plan

年間計画

年間目標

現状の把握ができれば、次は、「どの方法で」「どのくらい減量できるか」計画を立てましょう。削減率などの目標を設けると、組織内の取組みがより現実的になります。「具体的にどうやって減量する」かを、事業所内で目標とともに共有しましょう。

○実行

Do

全員参加

啓発活動

事業所内で全員が目標を共有し、ごみ減量に取り組みましょう。そのためには、推進体制の組織を通じた継続的な啓発活動が大切です。

○点検・見直し

Check

実績確認

Act

見直し

年度終了後には、計画に対する実績や目標達成度などについて確認し、随時見直しを進めましょう。翌年度の計画は、これらの点検・見直しを反映させ作成しましょう。

組織で 分別徹底！ 減量計画！

一人ひとりが心がけて実践しよう！

具体的な取組事例

“紙” 対策

<ペーパーレスの推進>

- ・ 会議資料のペーパーレス化
タブレットやプロジェクターの利用
- ・ 保存文書のデジタル管理
- ・ 組織内文書の電子化
- ・ 印刷するときは2UP、両面で

<徹底した分別・リサイクルの推進>

- ・ 可燃物にはリサイクルできない紙だけ！
- ・ 雑がみを資源化の回収品目とする
※ちぎった紙や丸めた紙、ふせん紙も、
まとめて古封筒に入れリサイクル
(雑がみ専用の封筒を置いておくとう便利)
- ・ シュレッダー紙も資源化
- ・ 機密文書の処理は機密抹消とあわせた
リサイクルの徹底

オフィス発生古紙の現状

OA用紙、シュレッダー紙、オフィス
雑がみの回収率が低い

出典：(公財) 古紙再生促進センター
「令和3年度オフィス発生古紙実態調査報告書」

従業員規模とオフィス雑がみの処理方法

大規模・小規模ともにリサイクルとしての回
収率は高いが、約20%差がある

300人以上 回収率 93.4%

9人以下 回収率 72.1%

出典：令和3年度(公財) 古紙再生促進センター調べ

紙類は資源化処理事業者へ

P40

- ・ 不要となった時点で、ごみ箱には入れずにリサイクルできる紙類として分別する
(一度ごみ箱に捨ててしまうと、ほかのごみの汚れが付着してしまう)
- ・ 紙専用置場を作り、分類しやすくする
- ・ 古封筒を活用し、小さな雑がみを入れる

生ごみは資源化処理事業者へ

P40

- ・ 生ごみは分別してリサイクル業者へ処理を依頼する
- ・ 業務用生ごみ処理機を使用して減量を図る

木くずは資源化処理事業者へ

P40

- ・ 剪定枝や木材等は木くずのリサイクル業者へ処理を依頼する

使える物はリユースが基本

- ・ 職場内で不要になってもすぐに捨てずに、社内掲示板等を利用し他部署に呼びかけ
- ・ オフィス家具やOA機器など、破損しておらずそのまま使用が可能で、あまり古い製品でないものはリユースの対象になりうる
- ・ 同じ型番の製品が複数台出る場合は中古品市場での販売がしやすい

リユース品の買取り → 古物商のライセンスを持った業者

環境省ホームページ
オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き(環境省 平成28年5月)

分別徹底のポイント

収集運搬を委託する許可業者と、回収品目の追加や排出方法等について事前に話し合いましょう。

紙

1. 可燃物ではなく、紙類へ

メモ紙やちぎった紙、丸めた紙もリサイクル
リサイクルできないもの（禁忌品）（※1）以外は
しっかり分別してリサイクルしましょう

2. シュレッダー紙は袋にまとめて

シュレッダーにかけた紙もリサイクル可能！それだけで
袋にまとめましょう

3. 紙以外は取り除く

封筒の窓部分（※2）やファイルのプラスチック部分など
紙以外のものは取り除きましょう

※1

リサイクルできない紙（禁忌品）

感熱紙 カarbon紙 写真用紙
青焼紙 ビニールコート紙
アイロンプリント紙
臭いのついた紙（石鹸箱等）
防水加工紙 感熱性発泡紙

※2

封筒の窓部分

プラスチックが貼付されているものは
取り除きましょう。
紙素材でできているものは、そのまま
リサイクルできます。

廃プラ

1. 家庭ごみの分類方法とは違います

事業所から排出されるごみは、『事業系ごみ』。
『家庭ごみ』とは違います。『廃プラ』は産業廃棄物です。
適正に処理することは事業者の責務です。

2. 材質によって分別

家庭ごみの『資源プラ』とは違い、プラマークは
関係ありません。材質がプラスチックのものは、
『廃プラ』です。汚れが落ちなかった場合も可燃物
に入れることはできません。

生ごみ

1. ぬらさない

水まわりで発生しがちな生ごみ。なるべく水にぬらさない
ようにしましょう。

2. しっかり水きり

生ごみは水分が多く、そのまま排出すると重量がかさみ
衛生的にもよくありません。しっかり水きりしましょう。

3. 生ごみリサイクルで資源循環

生ごみは分別してリサイクルしましょう。
食品関連事業者は食品リサイクル法により、生ごみの
再生利用が義務付けられています。（※3）

※3

食品リサイクル法

食品関連事業者による食品循環資源の
再生利用等の業種別実施率目標が定め
られています。

※2024年度までに

食品製造業	95%	食品卸売業	75%
食品小売業	60%	外食産業	50%

紙類のリサイクル もっと詳しく！

ちぎった紙や丸めた紙がリサイクルできるの？

リサイクルできる紙、リサイクルできない紙ってどういうもの？

新聞・雑誌・段ボール、これらの古紙は多くの事業所ですでにリサイクルされていますが、それ以外のリサイクルできる古紙（＝ミックスペーパーや雑がみとよばれる）は、分別回収されずに焼却処分となる可燃物に含まれることが多い状況です。

このリサイクル可能な雑がみを少しでも多く回収し新たな資源とすることで、事業所におけるごみの資源化率の向上につながります。



段ボール

新聞

雑誌

古紙は大切な資源

集められた古紙の多くは製紙工場で新たな紙を作る際の原料とされています。紙の種類によって再生される紙も異なるため、種類ごとに分別する必要があります。

機密文書もリサイクル

「機密抹消」と「リサイクル」の両方を満たすよう処理する必要があります。シュレッダー紙もリサイクルしましょう。移動式の裁断や直接溶解などの機密文書処理が可能な処理業者もあります。

P40

禁忌品は可燃物へ



資源として確実にリサイクルするためには

①まずは発生場所でしっかり分別

ほかのごみと一緒にすれば汚れてしまいます。紙は紙だけでしっかり分別しましょう。
紙をしっかりと分けると可燃物の量が減りオフィスもすっきりします。

②保管場所もしっかり分別、他の廃棄物置き場とは区別

せっかく分別しても、可燃物と一緒に収集・処理されれば意味がありません。可燃物とは分け再利用分の保管場所を確保しましょう。

P40

③資源化処理事業者へ

紙くずの資源化処理事業者で処理できます。資源化処理事業者ではない事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集する場合も、資源化処理事業者で処理されるよう相談しましょう。

また、しっかり分別して自社で持ち込めば、紙類を有価物として又は無料で受け入れてくれる事業者もあります。

木くずのリサイクル もっと詳しく！

リサイクルできる木くずって？

剪定枝はどの大きさでもいいの？ 葉っぱや草はとらないといけない？

剪定枝や木製品など、ほとんどのものが木くずの資源化処理事業者でリサイクル可能です。一部が燃えたものなどはリサイクルできません。「木製品のみ」「生木の剪定枝のみ」という処理事業者もありますが、ほとんどの処理事業者では、2m程度であれば葉が付いた状態でもそのまま搬入可能です。

また、民間の資源化処理事業者以外に、市の鬼崎埋立場リサイクルヤードでは、生木の剪定枝を受け入れチップ化しリサイクルしています。

（市）鬼崎埋立場リサイクルヤード 受入基準

- ・長さ 75cm、径 50cm 以内
- ・剪定枝についている葉は可

※受入れできないもの

- ・草、木の根
- ・毒性植物（キョウチクトウ）
- ・ささくれる植物（竹・やしなど）

料金 10 キログラムまでごとに 105 円
1 トンあたり 10,500 円

（民間）資源化処理事業者 受入基準

- ・長さ制限は特になし、または 2m 程度
- ・剪定枝についている葉は可
- ・草木混載が可の事業者もあり

※処理事業者ごとに、基準の詳細や処理料金は異なります。
事前に問い合わせを確認してください。

P40

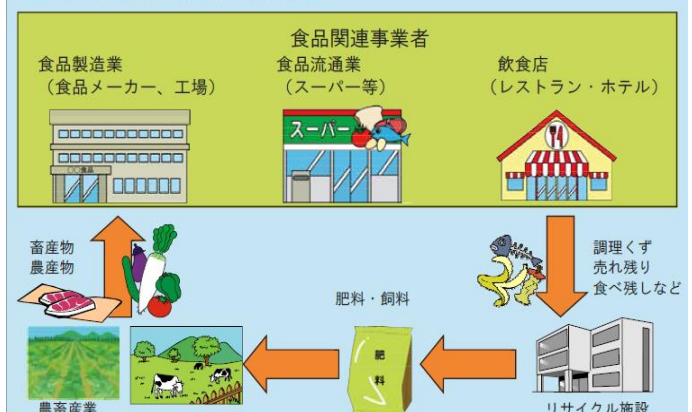
生ごみのリサイクル もっと詳しく！

食品リサイクル

食品製造業、卸売業、小売業、外食産業等の食品関連事業者には食品リサイクル法により、食品循環資源の再生利用が義務付けられています。

食品関連事業者以外の事業者においても、できる限り生ごみを分別し資源化に努めましょう。

食品リサイクル（再生利用）の流れ



(2) 事業所としてできること

自ら排出するごみを適正に処理することや減量に努めること以外にも、市民をはじめとする消費者や社会に対し、事業者として推進できることがあります。

小売店でできること

- ・簡易包装の推進
- ・マイバッグの利用推進
- ・マイボトルやマイ容器の利用推進
- ・ばら売り、量り売り
- ・リサイクル商品の販売
- ・減量容器や詰替商品、リユース容器の販売
- ・(クリーニング店等) ハンガーの回収と再使用

簡易包装に
ご協力を！

・レジ袋の有料化
・マイバッグ持参者に対する奨励

レジ袋不要な方は、
お申し付けください

マイボトル使用で
〇円引き

ポイントカードに
ポイント付与

グラム単位で
販売中

使用済みの
ハンガーを
お持ちください

食品廃棄物においてできること

- ・計画的な仕入れ調整
- ・賞味期限が迫った商品の値下げ販売や加工販売
- ・販売が困難となった商品等のフードバンクへの提供
(問合せ先 フードバンクおおいだ ☎097-558-3373 / フードバンク東九州 ☎097-592-7302)
- ・てまえどり運動の推進
- ・おいしく食べて生ごみ減らそう！3きり運動（使いきり、食べきり、水きり）の推進
- ・食べきり！おおいだ 3010 運動の推進
- ・小盛りメニュー対応
- ・持ち帰りサービス
- ・量より質のプラチナメニュー開発
- ・生産者から食材の保存方法や使いきりレシピの提案

小盛りできます
お気軽にお申し付け
ください

みんなで減らそう！
食品ロス！



もったいない！食品ロス

日本国内における食品ロスは約 472 万トン（2022 年度農林水産省推計）

これは世界全体の食糧援助量 480 万トン（2022）とほぼ同等に相当します。

国民一人一日あたりにするとおにぎり 1 個分が毎日捨てられていることに…

そして、この半分が事業者から排出された、まだ食べられるのに処分された食品廃棄物なのです！

“MOTTA INAI” 食品ロスを減らしていく取組みは、事業者の工夫や実践にかかっています。

私たち一人ひとりの心がけ、事業者の積極的な取組みにより、確実に減らしていけるようご協力を！

(3) 事業系一般廃棄物の減量に向けた市の取組み

①ごみ減量推進事業所

大規模事業所から排出される事業系廃棄物の減量の推進を図るため、大規模事業所をごみ減量推進事業所として指定し、以下のことを義務付けています。

- 事業系廃棄物の減量に関する業務を担当させるため「廃棄物管理責任者」を選任し届出
- 事業系廃棄物の減量に関する計画書の作成と提出
- 事業所内に再利用の対象となるものの保管場所の設置

P33

大分市では新規指定時や数年に1度の割合でごみ減量推進事業所を訪問し、現状の調査とともに廃棄物管理責任者と今後のごみ減量についての相談や提案を行っています。

また、ごみ減量の取組みが優秀な事業所を表彰し、実際の取組事例等について他の事業所においても推進できるようホームページ等で紹介しています。

②食品廃棄物の削減に向けて

おいしく食べて生ごみ減らそう！3きり運動

食品廃棄物の中でも、世界的に問題となっている食品ロス。まだ食べられるのに捨てられている食品をどうやってごみにしないか、“もったいない”の観点から食品ロスを減らすための取組みとして、家庭や事業所等においての3きり運動を推進しています。

食材を無駄にしない仕入れや調理方法の工夫、食べきりメニューの開発や、消費者に向けた啓発や実践等、事業者の協力は不可欠となっています。

おいしく食べて生ごみ減らそう！

3きり運動 実施中！

- ① 使いきり
- ② 食べきり
- ③ 水きり

一人ひとりの心がけが大切です

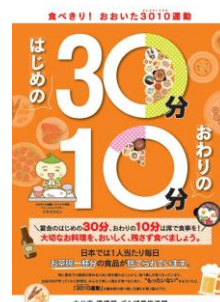
食べきり！おおいだ3010運動

3きり運動のなかでも食べきりに特化した運動です。参加する側だけでなく、提供する側も食べきり可能なコースの提案や、この運動への取組みについての協力等が求められます。

また、一事業者として飲食店を利用する場合など、積極的にこの運動に取り組んでいただくことで社会全体における“もったいない”機運が高まり、より一層の食品ロスの削減が期待できます。

3010 運動とは

宴会における食べ残しを減らすため、はじめの30分とおわりの10分は席に着いて、おいしく料理を楽しむ時間とする取組み。長野県松本市から始まり、各地に3010運動として広がっている。



(4) 環境マネジメント

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境マネジメントといいます。

これは、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。

環境報告書において、排出事業者が再生利用の状況も含め最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を確認し処理状況を適切に把握していることなどを公表することでも不適正処理の未然防止の観点から重要となります。

エコアクション21（環境省）

ISO14001は、環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた規格であり、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれています。

PDCAサイクルを繰り返すことにより環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくというものです。

PDCAサイクル

- ① 方針・計画（Plan）
- ② 実施（Do）
- ③ 点検（Check）
- ④ 是正・見直し（Act）

ISO14001（国際規格）

エコアクション21は環境省が策定したガイドラインに基づく中小企業等でも取り組みやすい環境経営システムです。総合的な環境への取組みの推進はもとより、経営面での効果、取引条件の1つに対応できる、金融機関の低金利融資制度が受けられる、などのメリットがあります。

※認証取得費用の補助制度（大分県）

令和6年度：取得費1/2、上限10万円

3つの特徴

- ① 中小企業等でも取り組みやすい環境経営システム
- ② 二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量、化学物質使用量を必ず把握すべき環境負荷項目としている
- ③ 環境への取組結果を環境活動レポートとして公表する

メリット

- ◆ 県建設工事競争入札参加資格に係る主観点数項目
- ◆ おおいた優良産廃処理業者評価制度での評価項目
- ◆ 大分市総合評価落札方式ガイドライン技術評価項目など

大分県生活環境部環境政策課

☎ 097-506-3034

エコアクション21 地域事務局おおいた

☎ 097-589-8198

参考資料

◆ 主な届出

産業廃棄物に関すること

書 類	対 象	いつ	提出先
産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 交付等状況報告書	マニフェストを交付して産業廃棄物の 処理を行った排出事業者(中間処理業 者を含む。) ※電子マニフェストの場合は報告不要 	毎年 6 月末 まで	廃棄物 対策課
(特別管理) 産業廃棄物 事業場外保管届出書 変更届出書・廃止届出書	産業廃棄物が発生する事業場の外にお いて自ら保管する事業所 ※保管に供する面積が 300 m ² 以上である 場所において行われる保管	随時	
P C B 廃棄物の保管 及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル(P C B) 廃棄物 を保管している事業所	毎年 6 月末 まで	
多量排出事業者 処理計画書・実施状況 報告書	【処理計画】 大分市内の事業場において、前年度の産業廃 棄物の発生量が 1, 0 0 0 トン以上、または 特別管理産業廃棄物の発生量が 5 0 トン以 上である事業者 【実施状況報告】 前年度に処理計画書を提出した事業者	毎年 6 月末 まで	

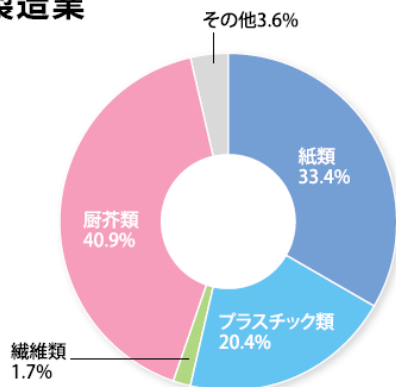
一般廃棄物に関すること

書 類	対 象	いつ	提出先
廃棄物管理責任者 選任届	ごみ減量推進事業所(市が指定)	選任(変更) から 30 日 以内	ごみ減量 推進課
廃棄物減量計画書	ごみ減量推進事業所(市が指定)	毎年 5 月末 まで	

◆ 業種別に見る廃棄物の特徴と減量のポイント

出典：京都市廃棄物の適正処理ガイドブック保存版(平成 28 年 5 月発行)
※厨芥類 生ごみのこと

製造業



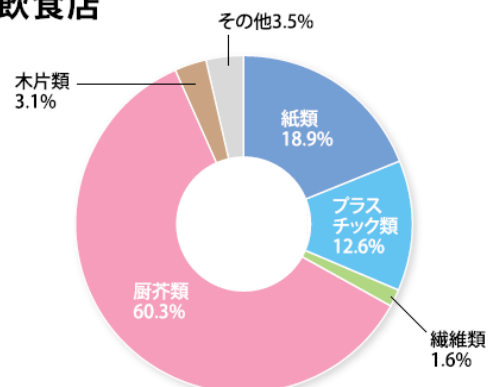
廃棄物の特徴

- 厨芥類では、加工くず、不良品や返品などの製品くずが多い。
- プラスチック類では、梱包用に使用する袋やシートなどが多い。

減量のポイント

紙類、厨芥類を分別し、リサイクルをする。製造過程で出た端材などの再使用を行う。

飲食店



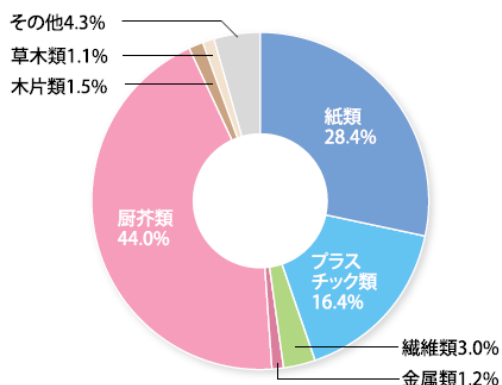
廃棄物の特徴

- 厨芥類では、厨房からの調理くず、来店者の食べ残しが多い。
- 紙類では、来店者用の新聞、雑誌、食材仕入れ用の段ボールが多い。

減量のポイント

紙類、厨芥類を分別し、リサイクルをする。

小売業 (スーパーマーケット・コンビニなど)



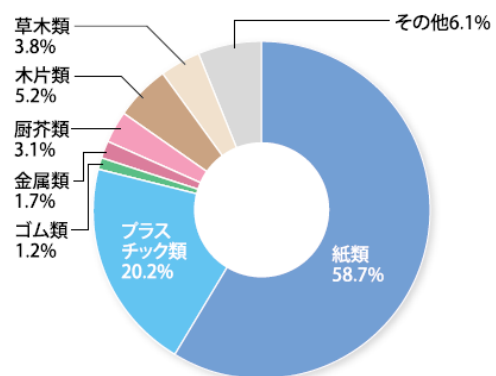
廃棄物の特徴

- 厨芥類では、売れ残りの食料品、加工くず、製品くずが多い。
- 紙類、プラスチック類では、容器包装材が多い。

減量のポイント

分別を徹底し、特に厨芥類は再生利用を行う業者に委託する。発注や在庫の管理を徹底し、売れ残りを減らす。

小売業 (その他)



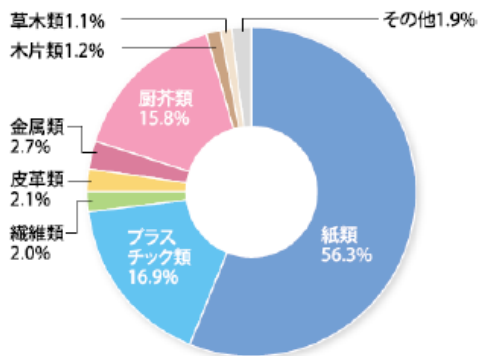
廃棄物の特徴

- 紙類では、紙箱などの容器包装材、新聞、色つき紙などが多い。
- プラスチック類では、容器包装材が多い。

減量のポイント

紙類、プラスチック類を分別し、リサイクルをする。

事務所・オフィスビル



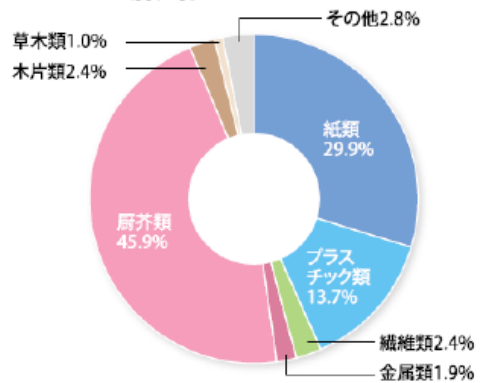
廃棄物の特徴

- 紙類では、シュレッダーくず、コピー用紙、段ボールが多い。
- 厨芥類では、従業員の食事などから生じたものが多い。

減量のポイント

紙類やプラスチック類を分別し、リサイクルをする。

ホテル・旅館



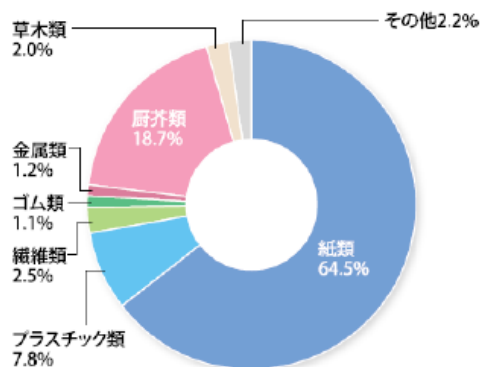
廃棄物の特徴

- 厨芥類では、食堂から排出された調理くず、食べ残しが多い。
- 紙類では、ペーパータオル、色つき紙、紙箱類が多い。

減量のポイント

紙類、厨芥類を分別し、リサイクルをする。使い捨ての備品を控えるなどの工夫を行う。

病院・福祉施設



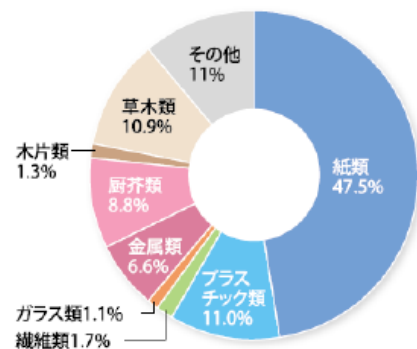
廃棄物の特徴

- 紙類では、紙おむつ、新聞、薬などの紙箱、段ボールなどの容器包装材が多い。

減量のポイント

紙類の分別を徹底する。病棟にリサイクルボックスを置くなどの工夫を行う。

遊技場・文化施設など



廃棄物の特徴

- 紙類では、シュレッダーくず、色つき紙、コピー用紙が多い。
- 草木類では、施設内のせん定枝などが多い。

減量のポイント

チラシなどの印刷・配布は必要最小限にする。来場者のための分別用のごみ容器を設置する。

◆ 事業系廃棄物分別事典（五十音順）

凡例

産廃（産業廃棄物）、一廃（一般廃棄物）、可燃物、不燃物、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、
廃プラ（廃プラスチック類）、ゴムくず、金属くず、ガ・陶くず（ガラスくず及び陶磁器くず）

注意

排出事業者の業種によっては、一般廃棄物ではなく産業廃棄物となるものもあります。

あ			
品名	区分	種類	備考
青焼紙	一廃	可燃物	
空き缶	産廃	金属くず	
空きびん	産廃	ガ・陶くず	
アクリル板	産廃	廃プラ	
油	産廃	廃油	
油紙	一廃	可燃物	
雨どい	産廃	廃プラ、金属くず	
網戸	産廃	廃プラ、金属くず	
アルミサッシ	産廃	金属くず	
アルミホイル（台所）	産廃	金属くず	
アルミホイルの芯	一廃	紙類	紙リサイクル
安全ピン	産廃	金属くず	
移植ごて（園芸用）	産廃	金属くず	柄は素材により異なる
椅子（事務用）	産廃	廃プラ、金属くず	
イス（木製）	一廃	不燃物	
一斗缶	産廃	金属くず	
インクカートリッジ	産廃	廃プラ	メーカー・販売店問合せ
インスタントラーメンの容器・包装（プラ製）	産廃	廃プラ	
インスタントラーメンの容器・包装（紙製）	一廃	可燃物	
植木・苗ポット（プラ製）	産廃	廃プラ	
植木鉢（陶器）	産廃	ガ・陶くず	
エアコン	産廃	廃プラ、金属くず	特定家電4品目
液晶モニター（パソコン用）	産廃	廃プラ、金属くず、ガ・陶くず	パソコンリサイクル
塩化ビニール製品	産廃	廃プラ	
エンジンオイル	産廃	廃油	
延長コード	産廃	廃プラ、金属くず	
鉛筆	一廃	可燃物	
鉛筆削り	産廃	廃プラ、金属くず	
汚泥	産廃	汚泥	
か			
品名	区分	種類	備考
カード（プラスチック製）	産廃	廃プラ	
カード（紙製）	一廃	紙類	
カイロ	産廃	金属くず	
化学繊維製品	産廃	廃プラ	
傘	産廃	廃プラ、金属くず	
カセットテープ	産廃	廃プラ	
カセットボンベ	産廃	金属くず	
カッター	産廃	廃プラ、金属くず	
花びん	産廃	ガ・陶くず	
壁紙	産廃	廃プラ	

紙くず	一廃	紙類	紙リサイクル
紙箱	一廃	紙類	紙リサイクル
紙袋	一廃	紙類	紙リサイクル
紙パック	一廃	紙類	紙リサイクル
ガラス製品	産廃	ガ・陶くず	
瓦	産廃	ガ・陶くず	
記録メディア（CD、DVD、MD）	産廃	廃プラ	
記録メディアケース	産廃	廃プラ	
金庫	産廃	金属くず	
金属製品	産廃	金属くず	
靴	産廃	廃プラ	
クリアファイル	産廃	廃プラ	
蛍光灯	産廃	廃プラ、金属くず、ガ・陶くず	
結束バンド	産廃	廃プラ	
小型家電製品（電話、プリンター等）	産廃	廃プラ、金属くず、ガ・陶くず	小型家電リサイクル
ゴム製品（天然ゴム製）	産廃	ゴムくず	
ゴム製品（合成ゴム製）	産廃	廃プラ	
さ			
品名	区分	種類	備考
雑誌	一廃	紙類	紙リサイクル
シュレッダーくず	一廃	紙類	紙リサイクル
自転車	産廃	廃プラ、金属くず	
シャープペンシル	産廃	廃プラ	
シャープペンシルの芯	一廃	可燃物	
写真・写真用紙	一廃	可燃物	
充電器	産廃	廃プラ、金属くず	
消火器	産廃	金属くず	消火器リサイクル
新聞・雑誌	一廃	紙類	紙リサイクル
スコップ	産廃	金属くず	柄は素材により異なる
ストーブ	産廃	廃プラ、金属くず	
ストロー	産廃	廃プラ	
スポンジ	産廃	廃プラ	
スリッパ（プラ製）	産廃	廃プラ	
生花	一廃	可燃物	
石けん	産廃	廃油	
石炭	産廃	燃え殻	
洗濯機	産廃	廃プラ、金属くず、ガ・陶くず	特定家電4品目
た			
品名	区分	種類	備考
体温計	産廃	金属くず、ガ・陶くず	
体温計（デジタル）	産廃	廃プラ、金属くず	小型家電リサイクル
台車	産廃	廃プラ、金属くず	
タイヤ	産廃	廃プラ	
タイヤのホイール	産廃	金属くず	
たばこ（吸い殻）	一廃	可燃物	
段ボール	一廃	紙類	紙リサイクル
机（事務用）	産廃	金属くず	
机（木製）	一廃	不燃物	

テープカートリッジ	産廃	廃プラ	
テレビ(液晶・有機EL)	産廃	廃プラ、金属くず、ガ・陶くず	特定家電4品目
テレビ(ブラウン管)	産廃	廃プラ、金属くず、ガ・陶くず	特定家電4品目
電気コード	産廃	廃プラ、金属くず	小型家電リサイクル
電気ポット	産廃	廃プラ、金属くず、ガ・陶くず	
電球	産廃	金属くず、ガ・陶くず	
電池	産廃	汚泥、金属くず	
電話機	産廃	廃プラ、金属くず、ガ・陶くず	小型家電リサイクル
陶器	産廃	ガ・陶くず	
トタン	産廃	金属くず	
塗料(固形)	産廃	廃プラ	
塗料(水性・液状)	産廃	廃酸又は廃アルカリ、廃プラ	
塗料(油性・液状)	産廃	廃油、廃プラ	

な

品名	区分	種類	備考
長靴	産廃	廃プラ	
生ごみ	一廃	生ごみ	
南京錠	産廃	金属くず	
ネット	産廃	廃プラ	
粘着テープ(紙・布製)	一廃	可燃物	
粘着テープ(化学繊維製)	産廃	廃プラ	
農業用ビニール	産廃	廃プラ	

は

品名	区分	種類	備考
灰	産廃	燃え殻	
廃食用油	産廃	廃油	
パソコン	産廃	廃プラ、金属くず	パソコンリサイクル
バッテリー	産廃	廃酸、廃プラ、金属くず	
発泡スチロール	産廃	廃プラ	
刃物類	産廃	金属くず	柄の材質により混合物
パレット(木製)	産廃	木くず	
パレット(プラスチック製)	産廃	廃プラ	
ハンガー	産廃	廃プラ、金属くず	
PPバンド	産廃	廃プラ	
ビデオテープ	産廃	廃プラ	
ビニールひも・テープ	産廃	廃プラ	
ビニールホース	産廃	廃プラ	
フィルム	産廃	廃プラ	
ブルーシート	産廃	廃プラ	
プラスチック製容器包装	産廃	廃プラ	
古布(衣類等)化学繊維製品	産廃	廃プラ	
古布(衣類等)天然繊維製品	一廃	布類	布リサイクル
ペットボトル	産廃	廃プラ	
ヘルメット	産廃	廃プラ	
弁当の容器	産廃	廃プラ	
ボールペン	産廃	廃プラ	
ホッチキス	産廃	廃プラ、金属くず	
ポリバケツ	産廃	廃プラ	
保冷剤	産廃	廃プラ	

ま			
品名	区分	種類	備考
マーカーペン、マジック	産廃	廃プラ（金属製は金属くず）	
マウスパッド	産廃	廃プラ	
巻尺	産廃	廃プラ、金属くず	
マグネット	産廃	金属くず	
マッチ	一廃	可燃物	
万年筆	産廃	廃プラ	
名刺	一廃	紙類	紙リサイクル
メモ紙	一廃	紙類	紙リサイクル
モップ	産廃	廃プラ	
や			
品名	区分	種類	備考
指サック	産廃	廃プラ	
ら			
品名	区分	種類	備考
ライター類	産廃	廃プラ、金属くず	
ラップ類	産廃	廃プラ	
リモコン	産廃	廃プラ、金属くず	
レインコート	産廃	廃プラ	
冷蔵庫	産廃	廃プラ、金属くず、ガ・陶くず	特定家電4品目
レジスター	産廃	廃プラ、金属くず	
レジ袋	産廃	廃プラ	
れんが	産廃	ガ・陶くず	
ロープ	産廃	廃プラ	
ロッカー	産廃	金属くず	
わ			
品名	区分	種類	備考
割りばし	一廃	可燃物	
ワープロ	産廃	廃プラ、金属くず、ガ・陶くず	
輪ゴム	産廃	ゴムくず	

◆ 資源化処理事業者一覧 (紙くず・繊維くず・木くず・動植物性残渣)

受入品目や料金等については事前に問い合わせのこと ※2025 年 4 月現在 (市内に事業所を置く事業者のみ掲載)

■ 紙くず・繊維くず ○…処分業許可業者 ☆…専ら再生利用の取扱で市が把握している事業者

区分	事業者	事業所所在地	電話	紙くず	繊維くず	機密文書
一般廃棄物処分業許可業者	(株)フナイ	大字三芳 478-5	543-0565	○	○	○
	ゆうび(株)	豊海 3-4-8	579-6638	○	○	○
	(株)大総	大字広内字論ヶ迫 213 番 1	568-5220	○	○	
	(株)環境整備産業	大字下郡 3260-10	569-0854	○	☆	○
	(株)宮崎 大分営業所	萩原 4-10-12	574-8510	○	○	
	三藤商事(株)	西新地 1 丁目 159 番地	568-9911	○		○
	(株)寺松商店	向原西 1-6-6	551-5767	○	☆	
	(株)ペーパーリサイクリング	向原西 1-6-6	551-5767	○		○
	(有)瀬戸商店	大字海原 800-2	521-6191	○	○	☆
	(有)ゼロエ	畑中二丁目 9 番 8 号	578-6819	○	☆	☆
	(株)東部開発	大字迫 658-1	573-1355	○	○	☆ (TEL 586-7321)
	(株)豊産業	大字丹川字椎原 1954 番 11	528-1283	○	○	
再生事業者(☆)	深田産業(有)	大字皆春 179-5	558-9540	☆	☆	
	(有)エコトピア九州	向原沖 1-1-52	555-9177	☆	☆	
	(株)西日本ロジクル	大字家島 303-1	594-0232	☆	☆	☆
	王子マテリア(株)	大字小中島 872-1	521-1112	☆		☆

■ 木くず

区分	事業者	事業所所在地	電話番号	処分方法	用途(再資源化)
一般廃棄物処分業許可業者	ゆうび(株)	豊海 3-4-8	579-6638	破碎	製紙原料・燃料、セメント原料
	三藤商事(株)	西新地 1 丁目 159 番地	568-9911	溶融・固化	製紙原料、固形燃料(RPF)
	(株)大総	大字広内字論ヶ迫 213 番 1	568-5220	破碎	製紙原料
	中山リサイクル産業(株)	大字日吉原 1-33	592-5888	破碎	ボード原料、製紙原料、ボイラー燃料、バイオマス発電燃料
	トーヨー木材工業(株)	大字久土 184-64	593-2703	破碎	製紙原料・燃料
	大分エコセンター(株)	大字三佐 1354-8	521-1146	破碎	燃料
	ダイナン(株)	大字中戸次 60-23	597-4672	破碎	堆肥原料
	(有)エスエス緑化産業	大字中戸次 492-6	597-7485	破碎	堆肥原料
	(有)ゼロエ	畑中二丁目 9 番 8 号	578-6819	圧縮	製紙原料、固形燃料(RPF)
	(株)東部開発	大字迫 658-1	573-1355	圧縮・固化	固形燃料(RPF)
	大分エージェンシー(株)	大字福宗字福宗 1798 番 2	558-9096	破碎	堆肥原料、表土材、緑化基盤材、法面保護材等
	大分県森林組合連合会	大字太田字芝原 663 番地 1	545-3500	破碎	マルチング材、有機肥料
	(株)豊産業	大字丹川字椎原 1954 番 11	528-1283	破碎	バイオマス発電燃料
	(有)開発機功	大字今市字猪野 1137 番 3	574-7440	破碎	肥料再生原料、ボイラー燃料

■ 生ごみ（動植物性残渣）

区分	事業者	事業所所在地	電話番号	処分方法	用途(再資源化)
一般廃棄物処分業許可業者	(株)オアシスジャパン	大字片島 2995-5	568-8830	堆肥化	農業用堆肥、土壌改良材
	(株)環境整備産業	大字下郡 3260-10	569-0854	堆肥化	農業用堆肥
	HOKO(株)	大字津守 370-1	567-0951	乾燥・堆肥化	農業用堆肥、肥料
	ゆうび(株)	豊海 3-4-8	579-6638	乾燥圧縮	固形燃料(RDF)、肥料原料
	ダイナン(株)	大字中戸次 60-23	597-4672	堆肥化	堆肥原料

◆ 問い合わせ窓口一覧

■ 産業廃棄物に関すること

大分市 環境部 廃棄物対策課
産業廃棄物担当班
市役所本庁舎 4 階
TEL 097-578-7547
FAX 097-534-6252

一般社団法人大分県産業資源循環協会
大分県大分市舞鶴町 1 丁目 2 番 17 号
セゾン舞鶴 2F
TEL 097-585-5421
FAX 097-585-5422

■ 一般廃棄物に関すること

(一般廃棄物処理業許可に関すること)
大分市 環境部 廃棄物対策課
一般廃棄物担当班
市役所本庁舎 4 階
TEL 097-537-7953
FAX 097-534-6252

(ごみ減量・リサイクルに関すること)
大分市 環境部 ごみ減量推進課
ごみ減量・リサイクル推進担当班
市役所本庁舎 4 階
TEL 097-537-5687
FAX 097-534-6252

(施設への搬入や使用料に関すること)
大分市 環境部 清掃施設課
市役所本庁舎 4 階
TEL 097-537-5659
FAX 097-536-4487

(搬入施設) P14 搬入できる品目等

福宗環境センター
大分市大字福宗 618 番地
TEL 097-588-0113
FAX 097-588-1832

佐野清掃センター
大分市大字佐野 3400 番地の 10
TEL 097-593-4047
FAX 097-593-3807

■ 不法投棄廃棄物に関すること

大分市 環境部 廃棄物対策課
市役所本庁舎 4 階
TEL 097-578-7547
FAX 097-534-6252

保存版

事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き

2025年 4月改訂

編集・発行 大分市 環境部 ごみ減量推進課
大分市荷揚町 2 番 31 号
TEL 097-537-5687
FAX 097-534-6252